北海道釧路方面公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、標津郡中標津町の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和７年９月12日

北海道釧路方面公安委員会委員長　木　下　正　明

１　合意した者

⑴　中標津町

⑵　北海道釧路方面公安委員会

⑶　北海道運輸局釧路運輸支局

⑷　阿寒バス株式会社

⑸　根室交通株式会社

⑹　日東交通株式会社

⑺　北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所

⑻　釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所

２　一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、阿寒バス株式会社及び根室交通株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

⑴　東線

	停留所名	進行方向別	所 在 地
1	東中団地	北西	標津郡中標津町東18条北８丁目
2	東中団地	南東	標津郡中標津町東19条北８丁目１番地
3	東15北６	南西	標津郡中標津町東15条北６丁目17番地
4	東15北６	北東	標津郡中標津町東13条北７丁目15番地
5	第２ひかり幼稚園	南西	標津郡中標津町東14条北６丁目１番地
6	第２ひかり幼稚園	北東	標津郡中標津町東13条北７丁目15番地
7	東12北６	南西	標津郡中標津町東12条北６丁目６番地
8	東12北６	北東	標津郡中標津町東12条北７丁目１番地
9	東中入口	南西	標津郡中標津町東８条北５丁目３番地
10	東中入口	北東	標津郡中標津町東９条北６丁目１番地
11	雪印工場前	南東	標津郡中標津町東７条北５丁目１番地
12	雪印工場前	北西	標津郡中標津町丸山２丁目９番地
13	東５条	南西	標津郡中標津町東５条南１丁目１番地
14	東５条	北東	標津郡中標津町東５条北１丁目１番地
15	神社前	南西	標津郡中標津町西１条南４丁目１番地
16	神社前	北東	標津郡中標津町西１条南３丁目２番地
17	高校通	南西	標津郡中標津町西５条南４丁目１番地
18	高校通	北東	標津郡中標津町西５条南３丁目１番地
19	南町西11条	南東	標津郡中標津町西11条南７丁目１番地
20	南町西11条	北西	標津郡中標津町西11条南７丁目14番地
21	町立病院入口	南東	標津郡中標津町西10条南10丁目４番地
22	町立病院入口	北西	標津郡中標津町西11条南10丁目１番地

⑵　西線

	停留所名	進行方向別	所 在 地
1	木工場前	南	標津郡中標津町西町１丁目８番地
2	木工場前	北	標津郡中標津町西町１丁目31番地
3	東泉	南西	標津郡中標津町西７条北８丁目３番地
4	東泉	北東	標津郡中標津町西７条北９丁目４番地
5	泉中央	南西	標津郡中標津町西９条北８丁目６番地
6	泉中央	北東	標津郡中標津町西９条北９丁目２番地
7	泉公住前	南西	標津郡中標津町西11条北８丁目１番地
8	泉公住前	北東	標津郡中標津町西11条北９丁目１番地
9	泉団地	南東	標津郡中標津町西11条北７丁目４番地
10	泉団地	北西	標津郡中標津町西11条北６丁目１番地
11	西11北４	南東	標津郡中標津町西11条北４丁目１番地
12	西11北４	北西	標津郡中標津町西11条北４丁目３番地
13	西２北２	北東	標津郡中標津町西２条北３丁目１番地
14	西２北２	南西	標津郡中標津町西２条北２丁目13番地
15	中央十字街	北東	標津郡中標津町東１条北１丁目７番地
16	中央十字街	南西	標津郡中標津町大通南１丁目１番地
17	神社前	南西	標津郡中標津町西１条南４丁目１番地
18	神社前	北東	標津郡中標津町西１条南３丁目２番地
19	高校通	南西	標津郡中標津町西５条南４丁目１番地
20	高校通	北東	標津郡中標津町西５条南３丁目１番地
21	南町西11条	南東	標津郡中標津町西11条南７丁目１番地
22	南町西11条	北西	標津郡中標津町西11条南７丁目14番地
23	町立病院入口	南東	標津郡中標津町西10条南10丁目４番地
24	町立病院入口	北西	標津郡中標津町西11条南10丁目１番地

３　停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、中標津町が旅客の運送の用に供する自動車とする。

北海道釧路方面公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、目梨郡羅臼町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和７年９月12日

北海道釧路方面公安委員会委員長　木　下　正　明　印

１　合意した者

⑴　中標津町

⑵　北海道釧路方面公安委員会

⑶　北海道運輸局釧路運輸支局

⑷　阿寒バス株式会社

⑸　根室交通株式会社

⑹　日東交通株式会社

⑺　北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所

⑻　釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所

２　一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、阿寒バス株式会社及び根室交通株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

⑴　東線

	停留所名	進行方向別	所 在 地
1	東中団地	北西	標津郡中標津町東18条北８丁目
2	東中団地	南東	標津郡中標津町東19条北８丁目１番地
3	東15北６	南西	標津郡中標津町東15条北６丁目17番地
4	東15北６	北東	標津郡中標津町東13条北７丁目15番地
5	第２ひかり幼稚園	南西	標津郡中標津町東14条北６丁目１番地
6	第２ひかり幼稚園	北東	標津郡中標津町東13条北７丁目15番地
7	東12北６	南西	標津郡中標津町東12条北６丁目６番地
8	東12北６	北東	標津郡中標津町東12条北７丁目１番地
9	東中入口	南西	標津郡中標津町東８条北５丁目３番地
10	東中入口	北東	標津郡中標津町東９条北６丁目１番地
11	雪印工場前	南東	標津郡中標津町東７条北５丁目１番地
12	雪印工場前	北西	標津郡中標津町丸山２丁目９番地
13	東５条	南西	標津郡中標津町東５条南１丁目１番地
14	東５条	北東	標津郡中標津町東５条北１丁目１番地
15	神社前	南西	標津郡中標津町西１条南４丁目１番地
16	神社前	北東	標津郡中標津町西１条南３丁目２番地
17	高校通	南西	標津郡中標津町西５条南４丁目１番地
18	高校通	北東	標津郡中標津町西５条南３丁目１番地
19	南町西11条	南東	標津郡中標津町西11条南７丁目１番地
20	南町西11条	北西	標津郡中標津町西11条南７丁目14番地
21	町立病院前	南東	標津郡中標津町西10条南10丁目４番地
22	町立病院前	北西	標津郡中標津町西11条南10丁目１番地

⑵　西線

	停留所名	進行方向別	所 在 地
1	木工場前	南	標津郡中標津町西町１丁目８番地
2	木工場前	北	標津郡中標津町西町１丁目31番地
3	東泉	南西	標津郡中標津町西７条北８丁目３番地
4	東泉	北東	標津郡中標津町西７条北９丁目４番地
5	泉中央	南西	標津郡中標津町西９条北８丁目６番地
6	泉中央	北東	標津郡中標津町西９条北９丁目２番地
7	泉公住前	南西	標津郡中標津町西11条北８丁目１番地
8	泉公住前	北東	標津郡中標津町西11条北９丁目１番地
9	泉団地	南東	標津郡中標津町西11条北７丁目４番地
10	泉団地	北西	標津郡中標津町西11条北６丁目１番地
11	西11北４	南東	標津郡中標津町西11条北４丁目１番地
12	西11北４	北西	標津郡中標津町西11条北４丁目３番地
13	西２北２	北東	標津郡中標津町西２条北３丁目１番地
14	西２北２	南西	標津郡中標津町西２条北２丁目13番地
15	中央十字街	北東	標津郡中標津町東１条北１丁目７番地
16	中央十字街	南西	標津郡中標津町大通南１丁目１番地
17	神社前	南西	標津郡中標津町西１条南４丁目１番地
18	神社前	北東	標津郡中標津町西１条南３丁目２番地
19	高校通	南西	標津郡中標津町西５条南４丁目１番地
20	高校通	北東	標津郡中標津町西５条南３丁目１番地
21	南町西11条	南東	標津郡中標津町西11条南７丁目１番地
22	南町西11条	北西	標津郡中標津町西11条南７丁目14番地
23	町立病院入口	南東	標津郡中標津町西10条南10丁目４番地
24	町立病院入口	北西	標津郡中標津町西11条南10丁目１番地

３　停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる中標津町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自　動　車
日東交通株式会社	日東交通株式会社が区間運行の用に供する自動車 （中標津市内線）